

新旧対照表 電力売買約款

変更前	変更後
<p>第 19 条 電気料金の算定および支払条件 (4)請求書の送付</p> <p>当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳をつけた請求書を翌月の 15 日までにお客さまに送付いたします。</p>	<p>第 19 条 電気料金の算定および支払条件 (4) <u>電子請求書の通知</u></p> <p>当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳を<u>電磁的方法により、翌月の 15 日までにお客さまに通知いたします</u> (以下、「<u>電子請求書</u>」といいます。)</p> <p><u>ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めるときは、書面によりお知らせすることがあります</u> (かかる書面および電子請求書を総称して、以下「<u>請求書</u>」といいます。)。この場合、当社は、次に定める金額を書面発行手数料として申し受けます。なお、書面発行手数料は、電気料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p><u>はがきによる請求書：1 契約 1 料金算定期間につき、120 円 (税別)</u></p> <p><u>書面による請求書：1 契約 1 料金算定期間につき、750 円 (税別)</u></p>